

令和3年度第3回

## 函館市都市景観審議会会議録

開催日時	令和4年(2022年)1月21日 金曜日 午前10時30分～午前11時
開催場所	函館市役所8階 第2会議室
次第	1 開会 2 議事 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更 について(諮問) [公開] 3 閉会
出席者	函館市都市景観審議会委員 11名 事務局(函館市都市建設部) 6名 函館市教育委員会 2名
傍聴者	一般傍聴者 0名 報道関係者 2名

**(司会〔事務局〕)**

ただ今から、令和3年度第3回函館市都市景観審議会（以下、「審議会」という。）を開催する。

【欠席委員の報告】

【資料の確認】

【事務局の紹介】

【教育委員会の紹介】

**(司会〔事務局〕)**

本審議会委員の定数15名のうち、本日の出席者数は11名であることから、定数の半数を越えているため、函館市都市景観条例（以下、「景観条例」という。）第45条第3項の規定により、会議が成立していることを報告する。

それでは、このあとの議事進行を会長にお願いします。

**(会長)**

まず、議事に入る前に、会議の公開・非公開について確認したい。

当審議会の会議は、原則公開として行うこととなっているが、公開・非公開については、会長が議事ごとに定めることとなっていることから、議事の内容を踏まえ、公開することが妥当であると判断する。

では、本日の議事について、説明をお願いします。

「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更について」

---

**(司会〔事務局〕)**

議事「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更について（諮問）」事務局から説明する。

**(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)**

本議事については、「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画」を所管する教育委員会から本審議会に対して諮問されたものであるため、教育委員会から説明させていただく。

**(教育委員会生涯学習部文化財課長)**

【資料に基づき報告】

**(会長)**

教育委員会からの説明のとおり、守屋住宅について、この度所有者が変更し、新たな所有者から伝統的建造物の決定同意書を得られたので、伝統的建造物として追加決定するため、保存計画を変更したいということである。

ただいまの教育委員会からの説明に対し、委員の皆様からの意見を伺いたいと思う。

**(A委員)**

この物件について、表の方はきれいに整備されているように見えるが、裏の方はだいぶ傷みが激しいように見える。これから、伝統的建造物として、補助金を活用して綺麗に外観を保護してもらいたいと思う。最近、伝統的建造物にツタが這っている家が結構ある。ツタというのは壁を傷める。壁に対する保護という意味で、ツタに関して市の方で規制を設けるか何かしないとないと思う。伝統的建造物の周りにツタとツタに似ている壁に這う草が生えている物件があるが、それを去年の秋に一周見たら、ごっそり20~30本はあった。せっかく伝統的建造物に対する補助金を使って保存しても、ツタが邪魔して外壁を傷めてしまっている。伝統的建造物群保存地区内で、ツタに対する規制をかけるなりしないと、これから守っていけないのではないかなと思う。

### **(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)**

伝統的建造物に限らず、外壁のツタに関するご意見だと思う。

規制を検討できないかということであったが、A委員がおっしゃるとおり、外壁材の種別によっては、伝統的建造物が傷むことが考えられる。

その一方で、一般論として建築物の緑化だとか、屋上の緑化をしたいということで意図的に外壁にツタを這わせるという考え方も存在している。

どの建築物に対してもデメリットかという事は、いまはつきりと言うのは難しい。

建物によって、意図的にやっているものと、無作為に這わせているものがあるため、今後事例を整理しながら対応を検討していきたい。

### **(B委員)**

この度の物件は名称が「守屋住宅」となっているが、他の建築物はほとんど「〇〇家」となっている。これは「守屋家住宅」とはならないのかまずお聞きしたい。

団体の方で建物を見て回っているが、何年か前にこういう建物を見て、伝統的建造物に該当していないので表彰したいと思ったことがあるが、所有者の関係で上手く話が進まなかった経緯があった。

今回このような形で所有者が変わって、伝統的建造物に復活できるのは、周りの建物とも溶け込んで、景観を良くしてくれる。ぜひ復活してもらいたいと思う。

### **(教育委員会生涯学習部文化財課長)**

まず、伝統的建造物群保存地区の保存計画内では名称に関する規定がないため、所在地と保存計画番号を規定するのみとなっている。名称については、この名前でよいということで所有者より確認を得ている。

### **(C委員)**

新しい建物所有者が会社になっているが、建物用途が専用住宅となっている。会社のどなたかが住むのか、あるいは賃貸として将来的に貸出されるのか、予定がわかれば教えて欲しい。

**(教育委員会生涯学習部文化財課長)**

所有者からは、この会社が実際に使用するのではなく、テナント募集をして使用すると聞いている。現在のところテナントはまだ決まっていない。

**(D委員)**

この建物は、特定範囲と特定範囲外に分かれている。この特定範囲外というのは、所有者が自由に変更できる場所なのか。

**(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)**

伝統的建造物の特定範囲についてであるが、「伝統的建造物群保存地区」に位置するもので「明治、大正、昭和初期に建築された和風様式、洋風様式および和洋折衷様式の建築物で伝統的建造物群の特性をよく表している建物」を伝統的建造物として特定することになる。

二階建ての建物があり、その後ろに連結して平屋の建物が付いているが、この平屋部分は、伝統的建造物としての特性を持った建物ではないため、特定対象外となる。この特定対象外の部分は、伝統的建造物としての規制がかからないため、D委員の言うとおり、所有者が自由に外観を変更できる。

また、伝統的建造物群保存地区内において、道路から望見できる範囲の外観を変更する場合は、現状変更の許可が必要になる。

**(E委員)**

本件については、再び指定できるという事で喜ばしいことと思う。

このように途中で所有者の同意が得られず、ペンディング状態になっている候補物件は他にもいくつかあるのか。

**(教育委員会生涯学習部文化財課長)**

伝統的建造物の候補物件のなかで同意が得られていないものは他にも存在している。その所有者の方とは、同意していただけるよう継続的に話し合い、働きかけている。

**(F委員)**

先程の文化財課長の説明の中で、寄棟屋根や持ち送りの話が出たが、知識を深めたいので、もう少し詳しく教えて欲しい。

**(教育委員会生涯学習部文化財課長)**

説明にわかりづらい部分があり、大変申し訳ない。

まず屋根については短辺も長辺も傾斜がついているというのが寄棟屋根の形状である。そして外観の軒（のき）というのは屋根の下の外壁から出ている部分で、そこに持ち送りという60cm程度の部材が外側に出ている。この持ち送りにも飾りが付いており、その後部のところに飾りパネルが木製でついているのが、伝統的建造物の特性をよく表している。そして二階には南京下見板という板を重ねて貼って、下からは中が見えるような状態になっている。その板を支える押しふちがついていないものが南京下見板張りというものになる。そして縦長窓は上げ下げ窓になっているため、伝統的建造物の特性を表しているものとなる。さらに分節として小さな庇もあり、特性に合致している。

そして一階については、ささら子下見板張りという、ささら子という下見板を押さえる部材がついており、手の込んでいる意匠となっている。出窓は堅繁格子という縦に格子のある出窓がついている上下和洋折衷の伝統的建造物の特性をよく表した建物であるといえる。

**(会長)**

他に意見はないか。

**(各委員)**

(意見なし)

**(会長)**

それでは、令和4年1月13日付、函館市教育委員会からの諮問「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更について」、当審議会として

は,異議のない旨,答申するという事でよいか。

**(各委員)**

(異議なし)

**(会長)**

今後,事務局が答申書を作成し,内容については会長・副会長に一任するという  
とでよいか。

**(各委員)**

(意見なし)

**(会長)**

本日の議事はこれで終了する。  
その他,事務局から何かあるか。

**(事務局)**

(特になし)

**(会長)**

私の進行は終了する。  
このあとの進行を,事務局にお返しする。

---

3 閉 会

**(司会〔事務局〕)**

議事「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更につ  
いて」は,本日の審議のとおり異議のない旨の答申書を作成し,函館市教育委員会に  
対して答申する。

以上をもって,令和3年度第3回函館市都市景観審議会を終了する。